＜選挙市民審議会・第一部門会議：16.7.25＞

戸別訪問の改革案

桂協助（陪席、第二部門委員）

わが国の“べからず選挙制度”の代表的なことのひとつとして、戸別訪問の禁止がある。それを規定した公職選挙法の条文は次の通り。

第１３８条　① 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。

② いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

ここに言われている中の「演説会の開催」は集会の自由にもとづくものであり、「演説を行うこと」は表現の自由にもとづく。しかも国政、都道府県政、市長村政といった政治にむけた代表者の選出という、重要な政治参加における行動の自由を意味する。それが禁止されている。

戸別にはたらきかけるのは、人と人の対面交流だが、それは社会的にもっとも基本的な不可欠の行動であって、それを禁止するのは尋常なことではない。いったいどんな理由があってそんな禁止を敢えて行わねばならなかったのか。

それは有権者にたいする買収行為の防止のためとされている。金品による票の買収、それは代表の選出をゆがめるものであり、許さるべきことではない。それを防止する策を設けるのはもっともなことだ。

しかし金品による票の買収というのは、そのほとんどは特定の者にたいして秘密裏におこなうものだ。ところがここで対象にしている戸別のはたらきかけは、ほとんど無差別に不特定の者にたいするものだ。その中での買収はただちに足のつくものであり、そんな致命傷になることをする間抜けな候補者やその支持者は存在しない。もしそんな者がいれば然るべき罰則を適用すればよいことであって、戸別訪問を禁止するという防止策は、まったく見当違いの効果のない無意味な策というほかない。

無意味な策というにとどまらない。対面活動という基本的かつ重要な自由、重要な活動を禁止したこと、そのことは選挙運動期間だけでなく、人々の政治活動へのかかわり方全般に負の影響を及ぼしている。すなわち政治活動をする側にあるときも、それに応

ずる側にあるときも、ともに大らかさ・自由闊達さを失い、萎縮した状態におちいっている。そんな状態は“べからず選挙”全体の影響ではあるが、なかでも戸別訪問・対面活動の禁止の影響が大きいといえよう。

このような悪しき制約は、すみやかに解除し、自由化しなければならない。その案として、次の三段階案を提起したい。

国会議員等に提案するにあたって、三案のいずれかにしぼって提案するというのではなく、セットで提案し、選択してもらうという提案の仕方が妥当とおもわれる。

三段階の戸別訪問自由化案

＜１＞ 最小限の自由化

候補者のみ戸別訪問を自由化し、支援者の戸別訪問はこれまでとおなじく規制する。

＜２＞ 中間的な自由化

投票依頼のための戸別訪問は候補者のみとし、支援者には候補者・政党の演説会・集会の告知のための戸別訪問を自由化する。

＜３＞ 全面自由化

候補者本人と支援者ともに、投票依頼、告知活動のために戸別訪問することを自由化する。